

里山林の整備を応援します ～里山整備支援事業～

1. 事業概要

農村周辺の里山林において、竹林や雑木林などの森林整備（伐採、間伐）に取り組む地元団体に対して活動費等を補助することにより、里山林の整備を支援します。

対象となる事業	対象となる団体	補助率	補助額上限
1. 森林整備 2. 資機材の購入 3. 講習会の開催	里づくり協議会 等	事業費の 95%以内	3,000 千円

注) 1. 審査会において事業計画書の内容を審査し、その後採択団体には補助金等交付申請書を提出していただきます。

2. 各団体からの補助申請額が予算額の上限を超えた場合や、事業計画書の審査の結果、事業が採択されない場合や補助額が減額されることがあります。

2. 事業要件

区分	内 容
1 補助対象経費	①森林整備 ア 森林伐採費等の委託に要する経費 大径木や枯れ木などの伐採、危険箇所の森林整備等の委託にかかる経費（委託料、振込手数料） イ 実施主体による森林整備に要する経費 苗木代、肥料代、燃料代、傷害保険料等 ウ 整備計画の策定や事業実施に必要な調査に要する経費 エ 事業実施主体の構成員以外で森林整備を実施する人に対する、安全衛生機材の配備、現場までの交通費、謝金等
	②資機材の購入 森林整備機材：鋸、鉋、鎌、チェーンソー、資材倉庫等 竹林整備機材：竹チップパー等 安全衛生機材：ヘルメット、軍手等 防災施設整備：簡易防災施設、管理道整備に必要な資材等
	③講習会の開催 講師謝金、講師旅費、資料等の印刷費、会場使用料等

2 対象事業地	①農村集落周辺の森林（国有林、県有林、市有林、農地等を除く） ただし、2.0ha以上の森林等、他事業の適用が可能な箇所については、 まず他事業の適用を検討すること。
3 整備期間	①実施主体は3年以上活動を継続すること
4 物品等の管理	①本事業で購入した資機材等（消耗品は除く）については、管理台帳を整備し、「〇〇年度里山整備支援事業」と記載すること。
5 補助対象外	①実施主体構成員に対する日当及び旅費 ②特定の団体及び団体を構成する者の財産の形成又は営利を主たる目的とした事業 ③食料費 ④本事業の趣旨に合わない経費

3. 事業計画書の提出

- (1) 受付期間 令和4年5月9日（月）～6月30日（木）必着
(2) 提出先 下記5. 問い合わせ先まで

4. スケジュール

令和4年4～6月	事業計画書提出案内
<u>6月30日（木）</u>	<u>事業計画書の提出締切</u>
7月中旬以降	審査会の開催・審査結果の通知 採択団体は補助金交付申請書の提出・交付決定・事業実施
<u>令和5年2月15日まで</u>	<u>実績報告書の提出</u>
4月以降	事業実績の公表

5. 問い合わせ先

（西区の場合）神戸市経済観光局西農業振興センター

〒651-2124 神戸市西区伊川谷町潤和 1058 西神文化センター2階
電話 078-975-5800 F A X 078-975-6828

（北区の場合）神戸市経済観光局北農業振興センター

〒651-1302 神戸市北区藤原台中町 1-2-1 北神中央ビル6階
電話 078-982-2810 F A X 078-982-0479

※ 森林整備の進め方に悩まれた場合は、森林整備の専門家をご紹介しますので、
お問い合わせください。（費用無料）